

児童ポルノ、全国警察でサイバーパトロール中！ ～ 単純所持の罰則適用前に～

児童ポルノ事犯の検挙状況

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
送致件数（件）	935	1,342	1,455	1,596	1,644	1,828
ファイル共有ソフト利用（件）	54	156	368	519	507	577
送致人員（人）	650	926	1,016	1,268	1,252	1,380
被害児童数（人）	405	614	600	531	646	746

7月15日から児童ポルノの所持に罰則が適用されるのを前に、全国の警察では6月15日から1か月間、**ファイル共有ソフトを悪用した児童ポルノのサイバーパトロールを一斉に実施**しています。

児童ポルノとは、18歳未満の児童（男女を問わない）による性交等または相手方とする性交等の画像（動画を含む）のことで、性欲を興奮させまたは刺激するものをいいます。

改正児童ポルノ法では、自己の性的好奇心を満たす目的で、**児童ポルノ（デジタル画像を含む）を所持した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金**とする刑事罰を導入するもので、昨年7月15日に施行されました。



罰則は、「自主的な廃棄を促すため」として、施行から1年間は適用されないことになっていました。

18歳未満の青少年が、スマートフォン等を利用して、自分で撮影した裸などを友人や知人に送信すると、児童ポルノ提供という罪に問われることにもなります。

「誰も見ていないから」とか「友人だから」といった安易な気持ちで送信したり、撮影したり、撮影されたり、撮影をお願いしたりしないようにしてください。

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課 小林

電話：0776-20-0296（直通）メール：s-kobayashi-7g@pref.fukui.lg.jp

「家庭の日」推進テーマ7月「太陽の下で、からだをきたえよう」

「青少年育成の日」推進テーマ7月「親子の対話を深め、青少年の心の変化に気を配ろう」